

## 企業マイページ登録ガイド

### STEP1 **必要書類の準備**

事前に必要書類をご準備の上、企業マイページ登録を行ってください。

- ①食品産業特定技能協議会の構成員番号
- ②法人番号
- ③受験業種の営業許可書（保健所から営業許可書が発行されていない場合は、営業届）  
店舗が複数あり、営業許可書も複数ある場合は、どこかの店舗 | 店舗分のみ  
※外食業または飲食料品製造業を営む企業と業務委託契約を交わし、社員を派遣している企業は、業務委託契約書
- ④法人登記事項証明書（個人事業主は、開業届または食品産業特定技能協議会の加入証明書）

### STEP2 **企業仮登録**

- ① 企業申込の趣旨・誓約事項  
画面上の①～④の企業申込の趣旨・誓約事項をご確認いただき、同意される場合は、「上記①～④の内容に同意します」にチェックを入れてください。
- ② 企業マイページを登録できるのは、外食業または飲食料品製造業を営み、特定技能資格の外国人を直接雇用する企業に限ります。  
該当する場合は、「外食業または飲食料品製造業を営む特定技能資格の外国人を直接雇用する企業であることを確認しました」にチェックを入れてください。  
※登録支援機関等が、企業からの委託を受けて、登録の事務代行をすることは可能です。登録支援機関等が代理で登録する場合も、登録企業が上記に該当する場合は、チェックを入れてください。
- ③ 管理者用メールアドレス  
本登録用の URL が付いたメールを受信するメールアドレスを入力してください。
- ④ OTAFF の個人情報の利用目的をご確認いただき、同意される場合は、「同意します」にチェックを入れてください。
- ⑤ 「入力内容を確認する」を押下し、入力内容に間違いがない場合は、「仮登録メールを送信」を

押下してください。

### STEP3 **企業本登録**

- ① STEP2 の③で入力したメールアドレスに本登録用の URL がついたメールが届きます。URL から入り、本登録を進めてください。
- ② 企業区分  
法人 or 個人事業主のうち、該当する方を選択してください。
- ③ 会社名  
法人格（株式会社/有限会社など）含め、登記されている通りに会社名を入力してください。
- ④ 代表窓口担当者名・代表窓口電話番号・代表窓口メールアドレス  
担当者名・電話番号・メールアドレスを入力してください。
- ⑤ ログイン ID  
100 文字以内で設定してください。
- ⑥ パスワード  
8~64 文字で、大文字/小文字/数字/記号のうち、3 種類以上使用して入力してください。
- ⑦ 法人番号  
法人番号を入力し、「法人番号確認」を押下してください。  
※「法人番号照合に失敗しました」と表示された場合は、法人番号に誤りがありますので、正しい番号にご修正ください。  
※「法人番号確認の結果として取得した法人名と、入力された会社名が一致しません」と表示された場合は、番号に誤りがないかを確認し、間違いがない場合は、「個別審査理由」に会社名に差異がある理由を記載してください。

#### ★すでに同じ法人番号で登録がある場合

枝番が付与されます。すでに企業マイページの登録がある場合は、注意喚起が表示されます。同一法人番号でも企業マイページを登録することは可能ですが、C 区分企業の場合は、企業マイページ1つ登録するごとに登録料（5,500 円）が発生しますので、ご注意ください。

企業マイページでの受験者の登録・管理方法は【[こちら](#)】からご確認ください。

⑧ 所在地（郵便番号・住所）

本社住所が自動で入力されますので、登記上の本社住所と相違がないかご確認ください。

⑦でエラーが出たため、「個別審査理由」を入力している場合は、登記上の本社住所をご入力ください。

⑨ OTAFF 賛助会員か否か（A 区分企業）

OTAFF の賛助会員は、食品産業特定技能協議会とは異なります。賛助会員か否かは、会員リスト【[こちら](#)】を参照してください。

賛助会員の場合は、「はい」を選択の上、OTAFF 賛助会員番号を入力してください。

賛助会員ではない場合、「いいえ」を選択してください。

⑩ OTAFF 正会員からの推薦状を持っているか否か（B 区分企業）

正会員のリストは、【[こちら](#)】からご確認ください。

持っている場合は「はい」を選択の上、推薦番号の入力、推薦状の添付をしてください。

※⑧と⑨両方「いいえ」を選択しても、企業マイページの登録は可能です。（C 区分企業）

⑪ 受験させたい産業分野

外食業、飲食料品製造業、外食業＋飲食料品製造業のうち、該当するものを選択してください。

⑫ 食品産業特定技能協議会の構成員番号

「追加する」を押下し、食品産業特定技能協議会の構成員番号を入力してください。

協議会登録産業分野と、協議会加入企業名が自動で表示されますので、間違いがないか確認をしてください。

「協議会構成員番号を確認できませんでした。」のエラーが出た場合は、受験させたい産業分野と構成員番号に誤りがないか確認をし、間違いがない場合は、「個別審査理由」に理由を入力してください。

⑬ 営業許可書

営業許可書を添付してください。保健所から営業許可書が発行されていない場合は、営業届を添付してください。

※外食業または、飲食料品製造業を営む企業と業務委託契約を結び、外国人材を派遣しており、企業マイページで登録した企業名の営業許可書がない場合は、「業務委託契約を結び、外国人材を外食業または飲食料品製造業を営む企業に派遣している」にチェックを入れ、業務委託契約書を添付してください。

⑭ 登記簿謄本/法人登記事項証明書

法人登記事項証明書を添付してください。

個人事業主で、法人登記事項証明書がない場合は、開業届または食品産業特定技能協議会加入証明書を添付してください。

⑮ 「次へ」を押下し、入力内容を確認してください。

誓約事項を確認後、問題がなければ、チェックをし、「提出する」を選択してください。